禁転載複製
当日配付
試験終了後公開

D18

「中央職業能力開発協会編」

令和５年度 技能検定
３級 型枠施工 学科試験問題
(型枠工事作業)

1. 試験時間　　1時間
2. 問題数　　30題
3. 注意事項

（1） 係員の指示があるまで、この表紙はあけないでください。

（2） 答案用紙(真偽法用)に検定職種名、作業名、級別、受検番号、氏名を必ず記入してください。

（3） 係員の指示に従って、問題数を確かめてください。それらに異常がある場合は、黙って手を挙げてください。

（4） 試験開始の合図で始めてください。

（5） 解答の方法(真偽法)は次のとおりです。

イ. 一つ一つの問題の内容が正しいか、誤っているかを判断して解答してください。

ロ. 答案用紙(マークシート用紙)へ解答する際は、答案用紙に記載されている注意事項に従ってください。

ハ. 答案用紙の解答欄は、試験問題の題数に応じて解答してください。解答欄は100題まで解答できるようになっています。

（6） 電子式卓上計算機その他これと同等の機能を有するものは、使用してはいけません。

（7） 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末等は、使用してはいけません。

（8） 試験中、質問があるときは、黙って手を挙げてください。ただし、試験問題の内容、漢字の読み方等に関する質問にはお答えできません。

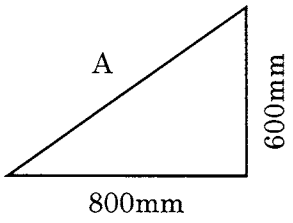
（9） 試験終了時刻前に解答ができあがった場合は、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。

(10) 試験中に手洗いに立ちたいときは、黙って手を挙げて、係員の指示に従ってください。

(11) 試験終了の合図があったら、筆記用具を置き、係員の指示に従ってください。

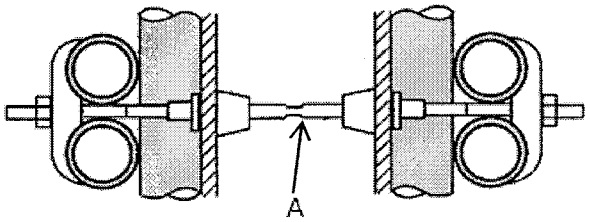
1　下げ振りは、壁や柱などの鉛直を確認する器具である。

2　次図の三角形で直角を出すときは、Aの寸法を、900mmにする。



3　両歯のこぎりは、一般に、のこ身の両端にそれぞれ横びき用の歯と縦びき用の歯をつけたのこぎりである。

4　次図の型枠組立て図(断面図)において、Aの型枠構成材料は、ターンバックルである。



5　パイプサポートとは、床や梁型枠を支えるために用いられる鋼管製の支柱をいう。

6　型枠用合板をのこぎりで切断する場合は、角材(ばた材)等を合板の下に敷いて安定させてから切断する。

7　厚さ12mmの型枠用合板で型枠の下ごしらえをするとき、釘の長さは、25～38mmがよい。

8　型枠支保工の上・下階の支柱は、できるだけ同じ位置に配置する。

9　鉄筋コンクリート造において、土に接しない部分の鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さは、一般に、土に接する部分よりも大きくする。

10　コンクリートの打設後の養生期間は、気温に左右されず常に同じである。

11　型枠の取外し順序として、一般に、柱や梁側の型枠よりも梁底や床型枠の方が早期に取り外しできる。

12　ネットワーク工程表とは、全体の工事計画の中で個々の作業の相互関係を、丸印(○)と矢印(→)で表したものである。

13　ベンチマークとは、敷地と道路の境界杭のことをいう。

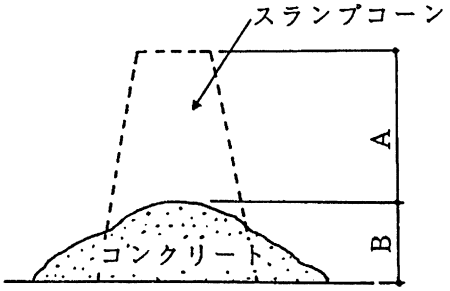
14　日本建築学会建築工事標準仕様書(JASS)によれば、あばら筋及び帯筋の末端部には、フックを付ける必要はない。

15　含水率が25%以下の木材の圧縮強度は、一般に、乾燥すると強くなる。

16　型枠の締付け金物であるフォームタイは、転用することはできない。

17　スクリュー釘は、保持力(引抜き抵抗)が大きいので、大パネルのように転用回数が多い型枠を作るのに適している。

18　次図は、コンクリートのスランプ試験において、スランプコーンを引き上げた直後のコンクリートの状態を示しているが、スランプとは、次図のAの寸法をいう。



19　心去り材とは、樹心を含む木材をいう。

20　鉄筋コンクリート造では、一般に、コンクリートが引張り力を負担する。

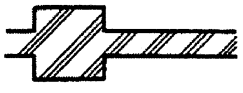
21　建築施工図において、一般に、壁はCで表す。

22　壁式鉄筋コンクリート造は、耐力壁が主要な構造体となって、鉛直荷重と水平力に有効に働くようにつくられている。

23　S造とは、鋼構造のことをいう。

24　木造建築物に筋かいを入れる目的の一つは、風圧力や地震力に耐えるためである。

25　日本産業規格(JIS)の建築製図通則によれば、次図は、普通ブロック壁を表す材料構造表示記号である。



26　日本産業規格(JIS)の建築製図通則によれば、次図は、引違い戸を表す平面表示記号である。



27　建築基準法関係法令によれば、鉄骨鉄筋コンクリート造において、鉄骨に対するコンクリートのかぶり厚さは、原則として、3cmとしなければならない。

28　建築基準法関係法令によれば、コンクリートは、不燃材料である。

29　労働安全衛生法関係法令によれば、つり足場の作業床は、原則として、すき間がないようにしなければならない。

30　労働安全衛生法関係法令によれば、作業床を設けなければならない足場(一側足場を除く。)の高さは、3m以上と規定されている。